

通 知
平成 24 年 2 月 15 日

津山市建設工事等登録業者 各位
(市内業者)

津山市契約監理室長

建設工事等に関する入札制度の改正及び
平成 24・25 年度入札参加者の格付等について

このことについて、下記のとおり取り扱いを改訂します。
変更点を充分留意のうえ、入札および入札参加資格申請を行ってください。
なお、申請にあたっては、必ず本年度(平成 24 年度)の申請書類を使用してください。

記

1 入札制度の改正について(平成 24 年 4 月 1 日から)

電子入札の入札受付の締め切りを、開札日の開札時間 5 分前までとします。
一般競争入札について、次のとおり入札の参加表明が必要となります。

- ・ 参加表明は、入札公告により指定する受付期間内に行わなければなりません。
- ・ 受付期間内に参加表明を行わなかった場合、その入札には参加できません。

2 格付け等について

今年 H24・25 年度の格付け有効期間の更新の年であり、津山市建設工事等
入札参加者資格申請を、平成 24 年 4 月 2 日(月)から平成 24 年 4 月 20 日(金)
までに行ってください。

その際、格付けに用いる経営事項審査の審査基準日は、岡山県と同様「平
成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日まで」とします。(H23.2.16 通知済)
詳しくは、津山市ホームページ(契約監理室のページ)でご確認ください。

等級格付けにおける主観点の見直しについて

ア) 工事成績による点数について

H24・25 年度の格付けから過去 2 年間(H22.4.1~H24.3.31)の工事検
査調書の工事成績評定点の結果に基づき、主観点を増減します。

1) 工事成績の平均点(業者ごとに 2 年間分すべて)による加減

平均点が 55 点未満は、10 点を減点します。

〃 55 点以上 60 点未満は、5 点を減点します。

〃 60 点以上 70 点未満は、加減しません。

〃 70 点以上 75 点未満は、5 点を加点します。

〃 75 点以上は、10 点を加点します。

2) 工事ごとの成績（2年間分）による加減

一つの工事成績が55点未満は、3点を減点します。

〃 55点以上60点未満は、1点を減点します。

一つの工事成績が60点以上70点未満は、加減しません。

〃 70点以上75点未満は、1点を加点します。

〃 75点以上は、3点を加点します。

1)と2)各々で10点を満点とし、1)と2)の合計で最高20点を加減するものとします。

イ) 指名停止等行政処分

今後2年間（H24.4.1～H26.3.31）の処分について、次のとおり平成26・27年度の格付けから減点します。

指名停止1ヶ月～2ヶ月：10点/回

指名停止3ヶ月～5ヶ月：20点/回

指名停止6ヶ月以上：30点/回

ウ) 消防団協力事業所について

H24・25年度の格付けから、5点を加点します。

ただし、防災協定の加算と重複加算はしません。

エ) 防災協定・ISOの加算について

経営事項審査の改正により、防災協定・ISOの取得状況に応じて加点されているため、H24・25年度の格付けでは従来どおり各10点加算しますが、H26・27年度の格付けからは各5点の加算とする予定ですので、ご承知ください。

専門業種の取り扱い

H24・25年度の格付けから、次のとおり取り扱います。

・第1種専門業種

塗 装
防 水

・第1種専門業種の登録を希望する者は、第1種専門業種以外の業種を希望しても、登録・リスト作成・指名はしません。

・第2種専門業種

造 園
交通安全施設

・第2種専門業種の登録を希望する者は、他に2業種まで登録を希望することができます。